

令和2年 宜野湾市教育委員会第6回(定例会)会議録

教育長 知念春美

教育委員 知念菜穂子

開催日時：令和2年5月21日 開会14:00 閉会16:30

開催場所：宜野湾市教育委員会 会議室

出席委員：知念春美教育長、普天間みゆき教育長職務代理者、大城進委員、
石川正信委員、知念菜穂子委員

出席職員

- 【教育部】教育部長 嘉手納貴子、教育部次長 真喜志若子
(総務課) 教育企画係長 禰覇由美子、教育企画係主事 新垣紗弓
(生涯学習課) 課長 真鳥かおり、社会教育係長 長谷川浩史、
中央公民館係長 里博和
(文化課) 課長 比嘉洋、文化財整備係係長 安次富尚金
(市立博物館) 館長 平敷兼哉、学芸係係長 伊藤圭
- 【指導部】指導部長 又吉直正、指導部次長 川上一徳
(指導課) 課長 與那嶺哲、指導係指導主事 兼次順子、
特別支援教育相談指導員 新城 美夏

議事日程

議案第 21 号 宜野湾市教育振興基本計画策定委員会規則の一部を改正する規則
について

議案第 22 号 宜野湾市教育振興基本計画策定委員の委嘱又は任命について

議案第 23 号 宜野湾市社会教育委員会委員の任命又は委嘱について

議案第 24 号 宜野湾市立中央公民館運営協議会委員の任命又は委嘱について

議案第 25 号 宜野湾市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第 26 号 宜野湾市立博物館協議会委員の任命又は委嘱について

議案第 27 号 宜野湾市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について

報告事項

(教育部の報告)

① 普天間飛行場における泡消火剤漏出事故に係る水質調査（大謝名小、はごろも小）の対応策

(指導部の報告)

① 学校再開への取組みと学びの保障について（1～3 各学期と夏休み授業日数確保）

○知念春美 教育長 皆さんこんにちは。本日の出席委員は4名で定足数を達しております。それでは、令和2年第6回宜野湾市教育委員会定例会を開催いたします。本委員会で審議します案件は、7件となっております。本日の会議録の署名人は知念教育委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。続きまして、3月21日開催の第4回定例教育委員会の会議録の承認を行います。会議録の署名人は普天間教育委員となっております。会議録につきましては、すでに配付してございますが、字句の訂正を除き承認していただきたいと存じます。よろしいでしょうか。ただ今、第4回定例教育委員会の会議録について承認いただきました。後ほど普天間教育委員には署名をお願いします。それでは審議に入ります前に、教育長諸般の報告を行います。緑色の資料をお開き下さい。

教育長諸般の報告

4月28日(火)、中頭地区市町村臨時教育長会で、臨時休校について話し合い、5月6日までとしていた休校期間を、5月20日までに延長することにして、それを受けて宜野湾市新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定いたしました。30日(木)、臨時校長会を開き、臨時休校の再延長決定について周知しました。5月13日(水)、新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、2交替勤務を解除し、翌日14日から通常勤務態勢になりました。14日(木)、臨時校長会を持ち、学校再開に向けた確認事項をみんなで確かめをしたところでございます。18日(月)、市長部局調整、二つ目中頭地区市町村臨時教育長会で、夏休みを中頭地区全体として8月1日から8月10日とすることに決定いたしました。そして本日(木)、第6回定例教育委員会会議でございます。以上が教育長諸般の報告とします。休憩します。

○知念春美 教育長 再開します。日程1「議案第21号 宜野湾市教育振興基本計画策定委員会規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○嘉手納貴子 教育部長 それでは、水色の表紙の議案書1頁をお開きください。あわせて、別冊となっております黄色い表紙の新旧対照表もご準備ください。議案第21号 宜野湾市教育振興基本計画策定委員会規則の一部を改正する規則について。宜野湾市教育振興基本計画策定委員会規則(平成26年宜野湾市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求めます。令和2年5月21日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念 春美。

提案理由でございます。第二次宜野湾市教育振興基本計画策定のため、教育振興基本計画策定委員会委員を選任するにあたって任期を見直したことにより、当該規則の一部を改正する必要があるためでございます。議案書の2頁をお開きください。あわせて、黄色い表紙の新旧対

象表 1 頁もご覧ください。新旧対照表は左側が現行、右側が改正案でございます。宜野湾市教育振興基本計画策定委員会規則の一部を改正する規則。宜野湾市教育振興基本計画策定委員会規則の一部を次のように改正する。第 4 条第 1 項中「2 年」の次に「以内」を加える。今回の改正箇所は以上でございます。最後に、附則でございます。附則、この規則は、公布の日から施行する。以上、ご説明申し上げ、後は、ご質疑にお答えしたいと思います。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。それでは質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより宜野湾市教育振興基本計画策定委員会の規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。本件は原案の通り、承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程 1 議案第 21 号を終了いたします。

○知念春美 教育長 続きまして、日程 2 「議案第 22 号 宜野湾市教育振興基本計画策定委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○嘉手納貴子 教育部長 それでは、議案書の 3 頁をお開きください。

議案第 22 号 宜野湾市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱又は任命について

別紙の者を宜野湾市教育振興基本計画策定委員に委嘱又は任命したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第 2 条第 11 号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和 2 年 5 月 21 日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。令和 2 年度に策定する第二次宜野湾市教育振興基本計画について必要な事項を審議するため、宜野湾市教育振興基本計画策定委員会規則（平成 26 年宜野湾市教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 2 項により、委員を委嘱又は任命する必要があるためでございます。それでは、議案書 4 頁をお開きください。あわせて、黄色い表紙の新旧対照表 2 頁もご覧ください。宜野湾市教育振興基本計画策定委員会委員名簿案でございます。委嘱又は任命の期間としましては、委嘱の日から令和 3 年 3 月 31 日となります。委員会につきましては、宜野湾市教育振興基本計画策定委員会規則第 3 条で、社会教育関係者、学校長関係者、PTA 関係者、学識経験者、市の職員、教育委員会が必要と認める者から 15 人以内で構成すると規定されてお

り、今回は11名の委員を提案してございます。それでは、委員について名簿案の順に沿ってご説明いたします。

1番、多和田実(たわだ むのる)様でございます。琉球大学大学院教育学研究科准教授で、教育実践学・算数・数学教育学を専門とされております。平成28年度から令和元年度まで4年間、本市の点検評価委員を務めていただき、多くのご提言をいただいたこともあり、今回の計画策定においても学識経験者としての推薦でございます。次に2番、背戸博史(せと ひろふみ)様でございます。琉球大学地域連携推進機構教授で、教育行政学を専門としている生涯学習のスペシャリストでございます。令和元年度は本市の点検評価委員を務めていただき、教育振興基本計画策定においても生涯学習に関する意見をいただきたく推薦してございます。次に3番、多和田文子(たわた ふみこ)様です。宜野湾市社会教育委員の副議長で、選出区分は社会教育関係者でございます。次に4番、仲村宗男(なかむら むねお)様です。宜野湾市青少年健全育成協議会会長で、選出区分は社会教育関係者でございます。次に5番、友寄辰六(ともよせ たつろく)様です。宜野湾市スポーツ推進委員の副会長で、選出区分は社会教育関係者でございます。次に6番、仲地真由美(なから まゆみ)様です。宜野湾市PTA連合会会長で選出区分はPTA関係者でございます。次に7番、松前英行(まつまえ ひでゆき)様です。市ホームページで公募を行った一般公募の委員で、専門学校の教職員の方です。愛媛県の私立高校の教員として勤務された経歴もあり、一般公募委員選考委員会において「理解度・公平性・協調性」の評価項目で選考し、委員としての資格を満たしていると判断されました。選出区分はその他教育委員会が必要と認める者でございます。次に8番、根路銘敢(ねろめ つよし)真志喜中学校校長です。選出区分は学校長関係者でございます。次に9番、宮平育子(みやひら いくこ)長田小学校校長です。選出区分は学校長関係者でございます。次に10番は、教育部長の嘉手納貴子(かでな たかこ)、11番は指導部長の又吉直正(またよし なおまさ)、ともに選出区分は市の職員でございます。以上が、議案第22号、宜野湾市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱又は任命についてのご説明となります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○知念春美 教育長 それでは、本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。大城委員。

○大城進 委員 ほんとにいいメンバーだと思っております。7番の一般公募委員、松前英行さんについても、広く、あまねくということで、ダークホース的存在になればなと思っております。お訊きたいことは、委員長の選任については、互選となっていますが、腹案があるのではないかということ、また、この庶務は教育部総務課となっておりますけど、具体的に仕切ると言いましょうか、直接の係は決めているのでしょうか、という2点について質問をしたいと思います。

○知念春美 教育長 教育部次長。

○真喜志若子 教育部次長 大城委員のおっしゃるとおり委員長の選任については互選なので、まずは策定委員会の委員の中で特にこの方に、というご意見をおききし、なければ多和田先生をこれまで点検評価にも関わっていただいているので、事務局としては委員長として推薦をさせていただきたいな、という思いはあります。

○知念春美 教育長 2点目の質問については、総務課係長をお願いします。

○禰覇由美子 総務課教育企画係長 教育振興基本計画策定委員会の庶務は、総務課の教育企画係になります。

○知念春美 教育長 他に質疑ございますでしょうか。石川委員。

○石川正信 委員 メンバーとしてはすばらしい人選だと思います。一つだけ気になったのは、委員の市の職員の中で、前は社会教育関係者が図書館長と博物館長でしたが、今回、行政職ということで多分そういった関係があったのかな、と思いますけれども、そういった専門分野の視点の社会教育関係者のメンバーが、人数的には少なくなったので、少し懸念事項になります。そのところが気になりますので、お考えについてよろしく願いいたします。

○知念春美 教育長 教育部次長。

○真喜志若子 教育部次長 図書館長、博物館館長については、これまでは嘱託の館長でございましたが、今年度から市の行政職が課長と館長を兼務することになりましたので、市の職員の代表としては両部長に担っていただくということです。前は、社会教育関係者ということで、図書館長、博物館長を委員に任命させて頂いておりますが、お2人に関しては、施設の館長という枠以外に、その任命時において専門性を活かした経歴等があったわけです。例えば博物館館長は県の文化財の審議会委員もなさっているといった経歴もあったので、専門性を活かした方が市の嘱託職員にいらっしゃるのであれば、ぜひここでも活躍して頂きたいという思いがございました。今回については、校長先生の中に根路銘校長や宮平校長は、中央公民館の審議会委員であったり、博物館審議会委員の中にも構成員として加わっておりますので、その辺りもカバーできるようになっているのかなと考えております。

○知念春美 教育長 他に質疑はございますでしょうか。大城委員。

○大城進 委員 この委員の委嘱又は任命期間は、来年の令和3年3月31日までとなっておりますね。ということは、この計画の策定期間は1年間の予定ですか。それと、2つ目の質問は、今回の市の教育振興基本計画は、今現在を含めて、10年計画の後期計画となるのか、それとも新たな計画なのか、その点について、お聞かせ願えればと思います。

○知念春美 教育長 教育部次長。

○真喜志若子 教育部次長 計画期間は1年、今年度限りです。先ほどの議案で、規則の任期の規定で「2年間」を「2年以内」としたところにつながりますけれども、今、現時的に計画

の策定については、いろいろな市の実施計画であったり、予算の関係で基本的に計画の策定は、今年度、つまり単年度でまとめていくことが主になっておりまして、私たちもその関係上、市の計画、予算の関係上、単年度で策定しないといけないという制約もあるので、今年度限り3月31日までには計画を策定します。

2点目のご質問については、前計画は、これまでの5年計画ということでしたので、前期、後期という形ではとっておりません。今回は見直も含め新たな5年間の計画になっております。

○知念春美 教育長 それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより宜野湾市教育振興基本計画策定委員の委嘱又は任命についてを採決いたします。本件は原案の通り、承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程2議案第22号を終了いたします。

○知念春美 教育長 続きまして、日程3「議案第23号 宜野湾市社会教育委員の任命又は委嘱について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○嘉手納貴子 教育部長 それでは、議案書5頁をお開き下さい。

議案第23号 宜野湾市社会教育委員の任命又は委嘱について

別紙の者を宜野湾市社会教育委員に任命又は委嘱したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和2年5月21日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございますが、宜野湾市社会教育委員の任期満了に伴い、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項及び宜野湾市社会教育委員に関する条例（昭和57年条例第7号）第3条の規定により委員を任命又は委嘱する必要があるためでございます。あわせて、関連資料としまして、別冊となっております黄色い表紙の新旧対象表3頁には、「宜野湾市社会教育委員新旧対照名簿」を添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。それでは議案書の6頁をお開き下さい。宜野湾市社会教育委員名簿（案）でございます。社会教育委員は、宜野湾市社会教育委員に関する条例第4条の規定により、委員定数が8人以内となっております。社会教育委員の委嘱期間は、令和2年6月1日から令和4年5月31日までの2カ年の予定でございます。また、委員は、条例第3条の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のあるものの中から任命又は委嘱すると

規定されておりますので、それぞれの選出区分毎に、社会教育委員として選考しております。

それでは、名簿案の順に氏名、所属団体等の名称、専門分野等を沿ってご説明申し上げます。まず、お一人目の久場明子（くば あけこ）様は、新任となっております。元小学校校長で学校教育関係はもとより、宜野湾市はごろも学習センター所長を歴任、現在は、明星大学（めいせいだいがく）において、教員を目指す県内の学生に対して、初等国語科教育の非常勤講師をされておりますことから、学識経験者として推薦してございます。次にお二人目の多和田文子（たわた ふみこ）様は、前回から引き続き再任の推薦でございます。多和田様におかれては、「家～なれ～運動」の普及や人権擁護活動に尽力され、現在は、児童発達支援放課後デイサービスで、児童発達管理者として、発達に課題を抱える児童の支援に取り組む等、多岐に亘るご活躍から、学識経験者として推薦してございます。また、宜野湾市立中央公民館運営審議会委員も兼務しており、社会教育施設との連絡調整がより図られると考えております。次に三人目の新垣真弓（あらかき まゆみ）様は、嘉数小学校PTA事務を務めております。放課後子ども教室の立ち上げや、地域学校協働活動推進員として社会教育活動の実践に力を注がれており、社会教育・家庭教育関係者として推薦してございます。四人目の、盛長健（もりなが けん）様は、現在、本市の市民協働推進課と生涯学習課が共同で主催している「ぎのわん地域づくり塾」の第一期生でございます。具体的な活動としまして、ぎのわん情報発信アプリを開発し、最近では、新型コロナウイルス感染拡大防止により、外出を控える方たちのためにテイクアウトが可能な飲食店紹介サイトを立ち上げ、地域に根ざした情報発信を行ってございます。社会教育関係者としての推薦でございます。五番目の前田美恵子（まえだ みえこ）様は、宜野湾市婦人連合会の会長であり、再任でございます。選出区分は社会教育・家庭教育関係者でございます。六番目の仲地真由美（なかし まゆみ）様は、宜野湾市PTA連合会の会長であり、再任でございます。選出区分は、家庭教育関係者でございます。七番目の知念克治（ちねん かつじ）様は、普天間第二小学校の校長でございます。学校教育関係者として、宜野湾市校務研究会からの選出でございます。空色の表紙、別冊となっております「議案資料」の3頁に令和2年度宜野湾市校務研究会（校長部会）役割分担表を添付しておりますので、後ほどご確認をお願いします。最後に、八番目の長嶺将明（ながみね まさあき）様は、真栄原区自治会の会長であり、社会教育関係者としての選出でございます。

以上が、議案第23号 宜野湾市社会教育委員の任命又は委嘱についてのご説明になります。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。大城委員。

○大城進 委員 名簿を見せていただきました。メンバーとして私はいいと思います。そこで踏まえて、一つだけお聞かせ下さい。先ほど提出された議案の教育振興基本計画策定委員会委

員も、この社会教育委員も、次の議案の中央公民館運営審議会委員も、教育部が所管していますよね。その中で、多和田文子さん、とても有能な方だと思いますが、この三つも委員としての役割を担っていますね。これはそれなりの意味があると思いますが、やはり行政は広くあまねく、多様な人材をというのが基本的な考え方だと思いますので、宜野湾市には人材がたくさんいますので、いつもこの点について質問させていただいてはいますが、考え方ですね、それを少しお聞かせいただければと思います。

○知念春美 教育長 生涯学習課長。

○真鳥かおり 生涯学習課課長 多和田文子さんにつきましては、生涯学習課として、中央公民館運営審議会委員ということで、こちらのほうでも委員のお引き受けをお願いしているところでございます。中央公民館につきましては、社会教育委員と兼務することで、社会教育施設との連絡調整が、よりうまくいくのではないかとこの考えのもと、多和田委員を推薦してございます。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。石川委員。

○石川正信 委員 新しいメンバーに関しては、大変すばらしいと思っております。前年までは、宮城誠一さんがこの社会教育委員に、平成 22 年度から大変長い間関わっていただいた方だと思っております。今回そのようなメンバーを入れ替えるということですが、そういうこれまで長年携わってこられた方の貴重なノウハウを、新しい方に引き継げるような、そういったことも踏まえていけたらいいのかな、と思いました。要望ですが、以上です。

○知念春美 教育長 要望でよろしいですね。他にございますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより宜野湾市社会教育委員会委員の任命又は委嘱についてを採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程 3 議案第 23 号を終了いたします。

○知念春美 教育長 続きまして、日程 4 「議案第 24 号 宜野湾市立中央公民館運営審議会委員の任命又は委嘱について」を議題と致します。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○嘉手納貴子 教育部長 それでは議案書の 7 頁をお開き下さい。

議案第 24 号 宜野湾市立中央公民館運営審議会委員の任命又は委嘱について

別紙の者を宜野湾市立中央公民館運営審議会委員に任命又は委嘱したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和2年5月21日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。宜野湾市立中央公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例（昭和59年宜野湾市条例第3号）第4条第2項及び宜野湾市立中央公民館運営審議会規則（昭和59年宜野湾市教育委員会規則第2号）第3条の規定により、委員を任命又は委嘱する必要があるためでございます。あわせて議案関連資料としまして、黄色い表紙の新旧対照表4頁「宜野湾市立中央公民館運営審議会委員新旧対照名簿」もご参照下さい。それでは、議案書8頁をお開きください。宜野湾市立中央公民館運営審議会委員名簿（案）でございます。宜野湾市立中央公民館運営審議会委員は、宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の第4条第3項の規定で定数は12名以内となっております。今回は10名となっておりますが、新旧対照表の4頁にあります、前委員のNo.11・12につきましては、宜野湾市民図書館と宜野湾市立博物館の館長を、充て職として社会教育関係者から選出しておりましたが、今年度より館長職を市職員で配置することとなった為、推薦から外してしております。委員の委嘱期間としましては、令和2年6月1日から令和4年5月31日までの2年の任期となります。委員は、宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例第4条第2項の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに、学識経験のある者の中から任命、委嘱すると規定されておりますので、それぞれの所属区分ごとに選考しております。

それでは、委員選考について、氏名、所属団体の名称・役職、選出区分を名簿案の順に沿ってご説明いたします。まずお一人目、多和田文子（たわた ふみこ）様ですが、引き続きの再任の推薦でございます。志真志小学校の元校長で、令和2年3月まで赤道児童センター館長を務め、現在は、児童発達支援放課後デイサービスで児童発達管理者として精力的に活動しております。お二人目の背戸博史（せと ひろふみ）様は、琉球大学地域連携推進機構 生涯学習推進部門の教授です。論文『子育て行政支援の総合化による生涯学習施策の新たな展開—浦添市の事例分析—』を發表されており、また、著書『生涯学習-多様化する自治体施策』など数多く執筆をされております。生涯学習のスペシャリストとしてご意見をいただきたく推薦しております。三人目以降の委員につきましては、充て職で選出してございます。三人目の根路銘敢（ねろめ つよし）様は、真志喜中学校の校長で、宜野湾市校務研究会の中学校からの選出となります。四人目の宮城紀士（みやぎ のりし）様は、はごろも小学校の校長で、こちらは宜野湾市校務研究会 小学校からの選出となります。五人目の宮園峰子（みやどの みねこ）様は、宜野湾市婦人連合会の副会長で、選出区分は社会教育に関する委員となります。六人目は、崎山和子（さきやま よりこ）様です。宜野湾市青少年健全育成協議会の事務局長で、選出区分は

家庭教育に関する委員となります。七人目の下地智子（しもじ ともこ）様は、宜野湾市子ども育成者連絡協議会の事務局長です。選出区分は家庭教育に関する委員となります。八人目の新城清子（しんじょう きよこ）様は、宜野湾市自治会長会からの選出で、野嵩2区の自治会長でございます。選出区分は社会教育に関する委員となります。九人目の比嘉清志（ひが きよし）様は、宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会の令和2年の会長で、選出区分は社会教育に関する委員となります。十人目は照屋彰（てるや あきら）様です。宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会からの推薦で、現在、『宜野湾市子供将棋サークル』の代表をしております。市内で豊田塾宜野湾将棋道場の代表もされており、嘉数小学校でもクラブ活動で将棋を教えていただいております。委員予定者十名の名簿（案）の説明は以上です。議案第24号、宜野湾市立中央公民館審議会委員の委嘱について、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。それでは質疑もないようですので、質疑はこれにて終了いたします。これより宜野湾市立中央公民館運営審議会委員の任命又は委嘱についてを採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程4 議案第24号を終了いたします。休憩します。

○知念春美 教育長 再開します。日程5「議案第25号 宜野湾市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○嘉手納貴子 教育部長 それでは、議案書の9頁をお開きください。

議案第25号 宜野湾市文化財保護審議会委員の委嘱について

別紙の者を宜野湾市文化財保護審議会委員に委嘱したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和2年5月21日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。宜野湾市文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、宜野湾市文化財保護条例第4条第2項の規定により、委員を委嘱する必要があるためでございます。あわせて、別冊の黄色い表紙新旧対照表5頁「宜野湾市文化財保存審議会委員新旧対照名簿」もご参照ください。それでは、議案書10頁をお開きください。宜野湾市文化財保護審議会委員の名簿（案）でございます。委嘱期間としましては、令和2年6月1日から令和4年5月31日までの2年の任期となります。委員は宜野湾市文化財保護条例（昭和62年宜野湾市条例第23号）第4条第2項の規定に基づき、委員定数は10名ですが、これまで、長きにわたり委員を務められた普天満宮の新垣義夫（あらかき よしお）氏が勇退により、その代わりにの方を

今後、選任したいと考えておりますことから、1名減りまして、9名の予定となっております。文化財保護審議会委員の選考基準としましては、各分野における学識経験者で、実績ある方々を委嘱しております。文化財の指定・登録に関しましては、他市町村での事例や、市内の各文化財に関する事情等も熟知しておられる点も踏まえ、選考をしております。

それでは選考委員について、氏名、所属団体等の名称、専門分野などを名簿案の順に沿ってご説明いたします。まずお一人目です。赤嶺政信（あかみね まさのぶ）様は琉球大学人文社会科学部名誉教授で、民俗学を専門としております。久高島のイザイホーを初めとした沖縄の儀式や、行事に関する研究で著名でございます。市内に残る伝統行事や年中祭祀を文化財登録や指定をする際に、赤嶺様の助言をいただきたいと考えており、再任の推薦をしております。お二人目の池田榮史（いけだ よしふみ）様は、琉球大学国際地域創造学部の教授でございます。選出区分は考古学になります。沖縄県、九州各地の考古学に幅広く精通しており、西普天間住宅地区や、今後、普天間飛行場の跡地における埋蔵文化財等の発掘調査についての助言をいただくため、再任の推薦をしております。三人目の大城逸郎（おおしろ いつろう）様は、おきなわ石の会の会長で、選出区分は、地質学になります。国頭村にあります大石林山内（だいせきりんざん）にある「沖縄石の文化博物館」の展示についての監修だけでなく、見学会の開催やブログで沖縄の石に関する情報を積極的に発信しています。勇退された新垣義夫氏同様、洞窟の専門家でもあります。西普天間の文化財の中心である湧泉（ゆうせん）は地質学と密接に関係していること、また、本市以外でも文化財保護審議会委員を務められ、他市町村の動向にも非常に詳しいことから、多くの助言をいただけると考えております。四人目の、恩河尚（おんが たかし）様は、選出区分は歴史学で沖縄国際大学非常勤講師でございます。長年、沖縄市史を担当され、宜野湾市史も執筆されており、本市とも関わりが長く、定年後の現在も沖縄市で勤務をしておられ、行政経験者としてのアドバイスをいただける貴重な人材であることから推薦をしております。五人目の崎浜靖（さきはま やすし）様は、沖縄国際大学経済学部教授でございます。地理学に関する選出区分となります。『ぎのわんの地名』の市史刊行物において、専門委員として宜野湾市内の各地域を調査いただきました。文化課が開催しております「イガルーシマ文化財講座」の野外講座では、この調査成果を生かした講義をお願いしており、受講者からは、地域の魅力を再発見できると、大変人気がございます。六人目は波平エリ子（なみひら えりこ）様です。沖縄女子短期大学の准教授です。「トートーメー」に関しての研究が有名ですが、軽便鉄道にも造詣が深く、地域の文化財を活用するさまざまな取り組みを行っておられることから、多角的な視点でご意見をいただけるため、再任の推薦となっております。七人目の比嘉悦子（ひが えつこ）様です。選出区分は、民族音楽で、沖縄県の文化財保護審議会委員も務められております。昭和60年発行の『宜野湾市史』だけでなく、本市指定文化財である「我如古スンサーミー」の調査をされ、『村芝居』、『宜野湾の綱引き』などの市史刊行物の

専門委員もされており、長く宜野湾市の芸能・文化を研究されております。県の動向等を踏まえた指導・助言を受けたいと考えております。八人目は福島駿介（ふくしま しゅんすけ）様です。琉球大学工学部名誉教授です。選出区分は建築学で、『沖縄の石造文化』を出版されており、県内の石造建造物に造詣が深い方です。「野嵩クシヌカー」など今後、湧泉（ゆうせん）の修復だけでなく、宜野湾市の文化財の特徴である湧き水の石積み等について、多くの助言をいただく必要があることから、再任の推薦をさせていただきます。最後の九人目は、宮城弘樹（みやぎ ひろき）様です。沖縄国際大学の講師でございます。選出区分は、考古学としての選考です。講師となる前は、今帰仁村職員として城跡整備や埋蔵文化財の発掘調査をされるなど、実務経験が豊富であり、再任の推薦をさせていただきました。以上が議案第25号、宜野湾市文化財保護審議会委員の委嘱についての説明になります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。大城委員。

○大城進 委員 文化財保護審議会委員の経歴を見ましたら、やはりすごい専門性を持っているなど分かりました。昨年、宮城弘樹先生が新任として入り、新しい風を取り入れたことを非常に良かったと、去年喜びました。今回、新任の委員はいらっしゃいませんが、この委員の方々は、特別に継続が大事だということを、再度お聞きたいと思えます。もう1点質問ですが、今回勇退された新垣義夫委員が、無形文化財をご専門とされておりましたね。今回新垣義夫様が、委員になっていないことで、新しい名簿案の選出区分に無形文化財の方がいないのですが、対応としては大丈夫なのかということをお聞かせ願えれば、要するに、今回、新垣委員が入っておらず、またその後任も特におりませんが、しかしそれでも差し支えないということをお聞かせ頂ければいただければと思えます。2点について、質問いたします。

○知念春美 教育長 文化財整備係長、お願いします。

○安次富尚金 文化課文化財整備係係長 文化課の安次富と申します。まず専門の九名の先生方の引き続き選任をお願いすることにつきましては、文化財の整備は、非常に時間がかかるものでございます。1年や2年で終わるものではなくて、長いものによっては、5年や10年の長期に亘って関わっていくものもございまして、そのために状況をよく知っていらっしゃる方を入れながら、また退任された際のタイミング等で、新しい方を入れながら行うことで引き続き宜野湾市内の文化行政がより発展できるものと考えていることから、多くの先生方に継続をお願いをしているところでございます。

次に、新垣義夫氏の退任に基づきまして、無形文化財がないことをございますが、基本的に無形文化財というのは、踊りであったり、歌であったり、そういったものになります。この場合、例えば7番、比嘉悦子先生の無形民族文化財の歌等が主に関わっていらっしやいましたり、また有形文化財の中でも、多くのものが無形文化財と関わっているものがあります。そのことから、今回、他の先生方での対応ができるものと考えまして、新垣義夫氏の代わりのフォローも含め、今回この九名で選ばさせていただきました。なお、新垣義夫先生の代わりについてですが、今、現在、文化課の事業では、宜野湾市普天間にある山田真山先生のアトリエに関連している平和祈念像原型について、保存整備のための事業を行っております。そのため、美術関係の先生、できるかぎり、女性の先生を探しているところをございますが、整備に関しまして、小委員会の委員長をしていただいております沖縄県立芸術大学の先生等にもお願いをしていますが、現在、業務ご多忙ということで、お断りを受けておりまして、その先生には、関連する先生がいらっしやいませんか、ということをご相談しております。その先生が決まりましたら、再度、10名として、もう1名を追加させていただきたいと考えております。以上になります。

○知念春美 教育長 よろしいですか。他にございますでしょうか。質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより宜野湾市文化財保護審議会委員の委嘱についてを採決いたします。本件は原案の通り、承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程5議案第25号を終了いたします。休憩します。

○知念春美 教育長 再開します。日程6「議案第26号 宜野湾市立博物館協議会委員の任命又は委嘱について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○嘉手納貴子 教育部長 それでは、議案書11頁をお開き下さい。

議案第26号 宜野湾市立博物館協議会委員の任命又は委嘱について

別紙の者を宜野湾市立博物館協議会委員に任命又は委嘱したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第11項の規定により、教育委員会の議決を求める。令和2年5月21日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。宜野湾市立博物館協議会委員の任期満了に伴い、宜野湾市立博物館設置条例（平成11年宜野湾市条例第9号）第6条第2項及び宜野湾市立博物館協議会規則（平成11年宜野湾市教育委員会規則第6号）第3条の規定により、委員を任命又は委嘱する必要があるためでございます。12頁をお開きください。宜野湾市立博物館協議会委員名簿（案）でございます。委嘱期間が、令和2年6月1日から令和4年5月31日までの2年の任期でございます。博物館協議会委員は、宜野湾市立博物館設置条例第6条第3項の規定により、委員定数が10名以内となっております。博物館協議会委員は、条例第6条第2項の規定により、学校教育や社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命又は委嘱する、と規定されておりますので、学校教育関係からお二人、社会教育関係からもお二人、家庭教育関係からお一人、学識経験者においては5名の委員を選考し、10名の内、新任が3名、再任が7名となっております。議案関連資料としまして、黄色い冊子の新旧対照表6頁、「宜野湾市立博物館協議会委員新旧対照名簿」も併せてご参照頂きたいと思っております。

それでは、選考委員について、氏名、所属団体の名称、専門分野などを名簿順にご説明申し上げます。まず、お一人目の宮平育子（みやひら いくこ）様、お二人目の佐伯進（さえきすすむ）様は、選出区分が学校教育関係委員として宜野湾市校務研究会からの推薦委員でございます。次に三人目の前田真之（まえだ まさゆき）様は、沖縄県立博物館にて教育普及課長を務められた実績があり、現在は宜野湾市立博物館友の会の会長を務めております。市立博物館では、県立博物館での実務経験を活かした助言や、博物館友の会との連携を重視し、社会教育関係者として再任で推薦をさせていただきました。四人目の伊差川正美（いさがわ まさみ）様は、真志喜区自治会の会長を務めておりました、社会教育関係者としての推薦でございます。市立博物館は真志喜区に所在しており、地元地域との協力関係を築く上で貴重な役割を果たしていただいていることから、再任で推薦しております。五人目の宮園峰子（みやその みねこ）様は、宜野湾市婦人連合会副会長を務めておりました、選出区分は家庭教育関係者として、再任で推薦しております。六人目の波平エリ子（なみひら えりこ）様は、沖縄女子短期大学にて准教授を務め、民俗学のご専門でございます。選出区分は学識経験者としての再任の推薦でございます。七人目の池田榮史（いけだ よしふみ）様は、琉球大学教授で、考古学をご専門とされてお

ります。大学では博物館学芸員の養成にもご尽力され、博物館といたしましては、大学との協力関係を保ちながら、学芸員養成という職員育成の観点からも、池田様を再任の推薦としています。八人目の宇佐美賢（うさみ けん）様は、沖縄県立博物館・美術館の主任学芸員として勤務されており、地学をご専門とされております。昨年度、博物館にて行いました「化石展」では、資料の提供やご指導を受け、児童の体験教室においても講師を務めていただきました。県立博物館での経験と専門的な視点から指導、助言を賜っており、新任で推薦しております。九人目の麻生伸一（あそう しんいち）様は、沖縄県立芸術大学で准教授を務め、琉球史の学識経験者でございます。博物館主催の「博物館市民講座」におきましても講演をされた実績がございまして、歴史学の学識経験者の見地から博物館運営の指導、助言を賜りたいと考え、再任の推薦としております。十人目の佐々木健志（ささき たけし）様は、琉球大学博物館の学芸員を務めております。過去に『宜野湾市史』自然編の調査、執筆を担当され、市内の自然調査の実績や、博物館におきましても、平成 30 年度に実施しました「大昆虫展」や、昨年度の「化石展」では、資料の提供や多くのアドバイスをいただきました。生物学の学識経験者として、博物館運営の指導、助言を賜りたいと考え、再任の推薦としております。以上が、議案第 26 号 宜野湾市立博物館協議会委員の任命及び委嘱についてのご説明になります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。それでは、質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより宜野湾市立博物館協議会委員の任命又は委嘱についてを採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程 6 議案第 26 号を終了いたします。休憩します。

○知念春美 教育長 再開します。日程 7 「議案第 27 号 宜野湾市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。

○又吉直正 指導部長 それでは、議案書 13 頁、新旧対照表は 7 頁、別冊の議案資料 41 頁をお開き下さい。議案書 13 頁をお願いします。

議案第 27 号 宜野湾市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について

別紙の者を宜野湾市教育支援委員会委員に委嘱又は任命したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（昭和 47 年教育委員会規則第 5 号）第 2 条第 11 号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和 2 年 5 月 21 日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。宜野湾市教育支援委員会委員の退任等に伴い、宜野湾市教育支援委員会規則（昭和 56 年教育委員会規則第 3 号）第 3 条第 2 項の規定により、後任の委員を委嘱又は任命する必要があるためでございます。それでは 1 枚めくっていただきまして、名簿案をお開き下さい。またあわせまして、別冊議案資料 41 頁の宜野湾市教育支援委員会規則をご覧下さい。宜野湾市教育支援委員会規則の 41 頁下欄に、第 3 条について、明記されております。第 3 条では、委員会は 25 人以内をもって組織する、とあります。第 2 項で、委員会の委員は次に挙げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命するとして、第 1 号から第 7 号まででございます。では、青冊子の議案書 14 頁をお開き下さい。委員の委嘱期間は、令和元年 7 月 1 日から令和 3 年 6 月 30 日までとなっており、その残任期間の欠員のみが任命となります。この委員名簿の右側に、新任と記載されている方が今回委嘱又は任命したい方々です。全部で 9 人の委員の皆さんでございます。新旧対照表の 7 頁をご覧下さい。委員の新旧名簿となっております。所属団体名、役職名等、及び選任区分について、まとめられておりますので、ご確認をお願いします。7 頁新案の上のほうから新任の皆さんを確認します。二番目の宮城紀士（みやぎ のりし）様、宜野湾市立はごろも小学校校長。四番目の照屋初美（てるや はつみ）様、宜野湾市立普天間第二小学校教諭、特別支援学級担任（病弱学級）。六番目、大村こず江（おおむら こずえ）様、宜野湾市立大謝名小学校教諭、特別支援学級担任（知的学級）。七番目の伊佐久仁子（いさ くにこ）様、宜野湾市立嘉数小学校教諭、特別支援学級担任（知的学級）。それから十三番目の鈴木博子（すずき ひろこ）様、宜野湾市立嘉数中学校教諭、特別支援教育コーディネーター。十五番目の冨名腰義裕（ふなこし よしひろ）様、アドベンチストメディカルセンター小児科医師。十六番目、宮城彰夫（みやぎ あきお）様、学識経験者、元大山小学校校長。十八番目、翠宮城亜希子（ぐしみやぎ あきこ）様、宜野湾市立大山幼稚園、特別支援教育コーディネーター。二十二番、松本千賀子（まつもと ちかこ）様、宜野湾市立うなばら保育所所長。以上

9人を、宜野湾市教育支援委員会委員に委嘱又は任命したいと思っております。以上説明申し上げ、あとはご質問にお答えしていきたいと思っております。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。大城委員。

○大城進 委員 去年は医師がお一人で少ないかなと思っておりましたが、今回お一人増えましたね。こういう情勢下で、非常に専門性というか、新体制に礼を尽くしたことになるのではと思っております。もう一つお訊きしたいのは、25名委嘱しておりますが、非常にシンプルな質問ですが、この25名が一堂に会する会議というのはあるのでしょうか？

○知念春美 教育長 指導課長をお願いします。

○與那嶺哲 指導課課長 ご質問にお答えします。25名の委員は、支援委員会の会に全員参加というのが原則でございます。時に、ご欠席になる委員がおられますが、ほとんどの支援委員会においては、全員の皆さんのご参加のもとに開催をしております。

○知念春美 教育長 他に質疑ございますでしょうか。質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより宜野湾市教育支援委員会委員の委嘱又は任命についてを採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程7議案第27号を終了いたします。休憩します。

<教育部の報告>

- ・普天間飛行場における泡消化剤漏出事故に係る水質調査（大謝名小、はごろも小）の対応策

<指導部の報告>

- ・学校再開への取り組みと学びの保障について（1～3各学期と夏休み授業日数確保）

○知念春美 教育長 再開します。本日の会議はこれにて閉会します。大変、お疲れ様でした。